

岩手県告示第 157 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨遠野市長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 遠野市下一日市地域
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 10 月 2 日から平成 20 年 2 月 28 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（4 級基準点測量、出来形確認測量図作成）